

【Ver8.0（2023 年 1 月 31 日作成）⇒Ver9.0（2025 年 8 月 13 日作成）】

該当箇所	Ver8.0（2023 年 1 月 31 日作成）	Ver9.0（2025 年 8 月 13 日作成）	改訂理由
（治験審査委員会の設置及び構成等） 第 3 条	第 3 条 院長は、治験に係る調査審議を行わせるため、院内に治験審査委員会を設置する。 2 治験審査委員会は、院長が指名する以下の者を含む 5 名以上をもって構成する。なお、院長及び治験責任医師は、情報を提供するために治験審査委員会に出席することはできるが、治験審査委員会の委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。 1) 委員長：1 名 2) 副委員長： <u>1 名又は複数</u> （後略）	第 3 条 院長は、治験に係る調査審議を行わせるため、院内に治験審査委員会を設置する。 2 治験審査委員会は、院長が指名する以下の者を含む 5 名以上をもって構成する。なお、院長及び治験責任医師は、情報を提供するために治験審査委員会に出席することはできるが、治験審査委員会の委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。 1) 委員長：1 名 2) 副委員長： <u>必要に応じて数名</u> （後略）	全面見直しに伴い、本手順書の構成を変更

以上